

備前市企業誘致奨励金制度

備前市では、市内への企業誘致を促進し、一層の雇用機会の拡大と産業振興を図るため、交付対象となる操業を開始した企業に対し、予算の範囲内で奨励金を交付いたします。

奨励金を受けるためには工場等の建設工事又は設備投資に着手する日の原則として30日前までに認定が必要です。事前にご相談ください。

企業誘致奨励金

種類			奨励金					要件	
			設備	土地	市民雇用者	水道	上限額	固定資産投資額	市民雇用者
市営団地	一般製造工場	新設	14%	8%	30万円	10%	3億円	5億円	5人
		増設	11%	7%	30万円	—	2億円	※2億円	
	物流施設	新設	9.5%	6.5%	30万円	—	2億円	3億円	3人
		増設	8%	6%	30万円	—	1億円	※1億円	
	特定業種	新設	20%	10%	30万円	—	3億円	2億円	—
		増設	14%	8%	30万円	—	3億円	1億円	—
	その他業種	新設	3%	1%	20万円	—	1億円	2億円	5人
県有団地	一般製造工場	新設	9%	3%	30万円	10%	3億円	5億円	5人
		増設	6%	2%	30万円	—	2億円	※2億円	
	物流施設	新設	4.5%	1.5%	30万円	—	2億円	3億円	3人
		増設	3%	1%	30万円	—	1億円	※1億円	
	特定業種	新設	15%	5%	30万円	—	3億円	2億円	—
		増設	9%	3%	20万円	—	3億円	1億円	—
民有地	一般製造工場	新設	6%	3%	20万円	10%	2億円	5億円	5人
		増設	4%	1.30%	20万円	—	1億円	※2億円	
	物流施設	新設	3%	1%	20万円	—	1億円	3億円	3人
		増設	2%	0.6%	20万円	—	0.5億円	※1億円	
	特定業種	新設	15%	5%	30万円	—	3億円	2億円	—
		増設	9%	3%	20万円	—	3億円	1億円	—
算定基準			固定資産税評価額		市民雇用者数	年間水道使用料金	—	※中小企業の場合	

※土地の取得(賃貸)の日から原則3年以内に建物の建設に着手すること

用語の説明

一般製造工場・・・日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)分類表中大分類E-製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場を言う。

物流施設・・・製造業、小売業、道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業又は卸売業の用に供する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場であって、工場又は店舗に併設されるものを除くものをいう。

特定業種・・・新エネルギー関連分野、次世代自動車関連分野、航空機関連分野、食料品関連分野のほか、備前市内の産業の高度化に寄与することが認められる分野として、市長が庁議に諮って個別に認定したものをいう。

市民雇用者・・・操業開始に伴い新たに雇用された市内に住所を有する者又は新たに市内に住所を移し5年以上居住する予定のある雇用者で、かつ、雇用期間に定めがなく健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者になっているものをいう。



備前市役所 産業振興課 企業誘致係
〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地

(電話)0869-64-1848 (FAX)0869-64-1850〔市代表〕 (mail)bzsangyou@city.bizen.lg.jp

税制上の優遇制度

固定資産税の優遇措置

○備前市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

適用業種等	製造業、旅館業(下宿営業を除く。)、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者
取得価格	500万円、1,000万円、2,000万円以上(業種、資本金により異なる)
措置事項	課税免除(家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地) ※土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。
適用期間	3年間
申請時期	課税年度の1月31日まで
問合せ先	備前市役所税務課 資産税係 (0869)64-1816

県税の優遇措置

○過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例

対象者の要件	事業税	不動産取得税
設備の取得価格が500万円、1,000万円、2,000万円以上 ※業種、資本金により異なる 【適用対象事業】 製造業、旅館業(下宿営業を除く。)、農林水産物等販売業、情報サービス業等	・3年間 ・課税免除	・取得時 ・課税免除

詳しくは、下記担当窓口へお問い合わせください。

申請時期及び問い合わせ先

県税の種類	免除申請時期	問合せ先	備考
不動産取得税	土地又は家屋を取得した日から60日以内	不動産取得税課 086-233-9818	工場生産設備の新增設に着手する前又は土地を取得する前に事業計画書を提出のこと。
法人事業税	確定申告書の提出期限又は修正申告書を提出する日	直税課(法人課税) 086-233-9816	
個人事業税	3月15日		

岡山県備前県民局 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1